入　札　説　明　書

水道施設テレメータ装置光回線化工事に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　担当部署等

〒９９６－８５０１　新庄市沖の町１０番３７号

入札担当　　財政課施設マネジメント係　　電話番号０２３３－２９－５８５２

工事担当　　上下水道課水道施設係　　電話番号０２３３－２９－５８３０

２　入札日程等

手　続　等	期間、期日、期限等	場　所　等
⑴入札参加資格確認申請	入札公告５の（１）及び（２）	入札公告５の（３）
⑵入札参加資格確認結果通知	令和８年１２月３日（木） まで	
⑶非資格理由説明要求	令和８年１２月４日（金） 午後３時まで	財政課
⑷非資格理由回答期限	令和８年１２月９日（水）	
⑸設計図書の閲覧及び貸出	令和８年１１月１２日（木） ～ 令和８年１２月９日（水）	市ホームページ
⑹設計図書等に対する質問受付	令和８年１１月１２日（木） ～ 令和８年１１月２６日（木）	上下水道課
⑺上記質問に対する回答書の閲覧	令和８年１２月３日（木） ～ 令和８年１２月４日（金）	上下水道課
⑻入札	入札公告１の（２）	入札公告１の（１）

上記期間は、特に指定する場合を除き、新庄市の休日を定める条例（平成元年条例第２８号）に規定する市の休日を除く午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。

３　入札参加資格

⑴　「新庄市競争入札参加資格者指名停止要綱（令和２年告示第２７号）に基づく指名停止を受けていないこと」とは、申請書の提出期限の日から入札の日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

⑵　「新庄市建設工事請負契約約款第４９条第１項第１１号の規定（「暴力団排除条項」）に該当しないこと」とは、申請書の提出の日から当該工事の工期までのいずれの日においても暴力団排除条項に該当しないことをいう。

⑶　公告で指定された期限までに申請書及び確認資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

⑷　配置予定技術者

ア　自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ　配置予定の技術者は原則として変更できないこと。また、本工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない。

ウ　配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。

エ　同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに本工事に係る申請書の取下げ、又は入札の辞退を行うこと。

オ　本工事において、建設業法第２６条の第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

４　入札手続等

⑴　申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

⑵　申請書及び確認資料の提出は、公告で指定された提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑶　提出された申請書及び確認資料は、入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

⑷　提出された申請書及び確認資料は返却しない。

⑸　提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

⑹　入札参加資格の確認のため、必要な資料の追加提出を求めることがある。

５　入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認は、申請書および確認資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は２の（２）に示した期日までに通知する。

６　入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

⑴　入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面によりその理由の詳細説明を求めることができる。説明要求は、２の（３）に示した非資格理由説明要求の期日及び場所へ書面を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑵　説明要求があった場合は、説明を求めた者に対し、２の（４）で示した非資格理由回答期限の期日までに書面により回答する。

７　設計図書等の閲覧、貸出

当該工事に係る設計図書については、次により閲覧及び貸出を行う。

⑴　閲覧、貸出が可能な設計図書は、図面、仕様書、設計書とする。

⑵　閲覧期間及び閲覧方法

設計図書等の閲覧は、２の（５）で示した期間に、市ホームページにより閲覧に供するものとし、市ホームページからダウンロードすることもできる。閲覧する際にはパスワードが必要となるため、１で示した入札担当に申請すること。

なお、市ホームページに障害が生じた場合は、閲覧方法を書面閲覧に変更することがある。

⑶　書面閲覧による閲覧及び貸出の場合は、下記のとおりとする。

ア　閲覧、貸出期間は、２の（５）で示した期間による。

イ　閲覧、貸出場所は、１で示した工事担当とする。

８　設計図書等に対する質問

⑴　設計図書及び入札説明書に対する質問がある場合は、２の（６）で示した期間内及び場所へ書面を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑵　⑴の質問に対する回答は、回答書を２の（７）で示した期間及び場所において閲覧に供する。

９　入札の延期、中止等

⑴　天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

⑵　正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

１０　入札及び開札

⑴　入札書は持参によるものとする。

⑵　入札に当たっては、競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書を持参すること。

⑶　入札時間に遅れたときは、入札に参加できないものとする。

⑷　入札執行回数は１回とする。

⑸　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（該当金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑹　次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

ア　入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札

イ　申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　委任状を持参していない代理人のした入札

エ　記名押印をしていない入札

オ　金額を訂正した入札

カ　誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

キ　明らかに連合によると認められる入札

ク　同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

ケ　積算内訳書の提出のない入札

コ　入札書の金額が積算内訳書の金額と大幅に異なる入札

１１　落札者の決定方法

⑴　有効な入札を行った入札参加者等のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

⑵　低入札価格調査制度を採用しており、調査基準価格を下回った場合には、上記によらず調

査を行ったうえで落札するか否かを決定する。

⑶　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

１２　入札の辞退

確認通知を受けた者が入札を辞退する場合は、次により取扱うものとする。

⑴　通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

⑵　通知を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。

ア　入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

⑶　入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

１３　異議の申立て

入札参加者は、入札後、設計書、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１４　その他

⑴　申請書または提出資料に虚偽の事実を記載した場合、新庄市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止等の処分を行う。

⑵　落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。

⑶　落札者は、契約締結後１箇月以内に建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を提示すること。

１５　提出書類

⑴　入札参加資格確認申請書

⑵　配置予定技術者に関する調書、現場代理人に関する調書

⑶　技術者の資格等を証明する書類（資格者証等の写し）

⑷　雇用関係を証明する書類（資格確認書、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料の写し）

※提出書類の様式等は市ホームページに掲載する。